

帯広市における観光振興に係る
新たな財源に関する提言書（案）骨子について

2020年10月20日

<構成（案）>

- I 新型コロナウイルス感染症の下での観光振興
- II 帯広市における観光振興の現状と課題
- III 今後取り組むべき観光振興の方向性
- IV 観光振興のための新たな財源のあり方
 - 1 新たな財源の必要性
 - 2 新たな財源のあり方
 - 3 具体的な財源確保策
 - (1) 課税客体等
 - (2) 徴収方法等
 - (3) 税率・税額
 - (4) 免税点
 - (5) 課税免除
 - (6) 特別徴収交付金等

<骨子（案）>

I 新型コロナウイルス感染症の下での観光振興

- 新型コロナウイルス感染症の流行は、経済や社会だけでなく、人々の行動や意識などにまで影響を及ぼし、観光産業は、極めて厳しい状況。
- 感染症の拡大等先行きが不透明であるものの、直ちに経済や社会が元の姿に戻ることが見込まれない中、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることが必要。
- 感染症が収束したポストコロナにおいても、人口減少・少子高齢化の中、観光による地域への影響は大きいこと、インバウンドは大きな可能性があることなどから、今後の帯広市における経済活性化を見据え、着実に観光振興の取り組みを進めることが重要。

II 帯広市における観光振興の現状と課題

- 帯広市の観光入込客数は、全体的には右肩上がりで推移。
- 特に、外国人観光客数が年々増加しており、アジア圏からの観光客が多い。
- 帯広市の外国人宿泊者は、夏季及び冬季に多い一方、国内客宿泊者は、道内客、道外客ともに、夏季に多く、冬季にかけて落ち込む。
- 帯広市の観光入込客は、道央や道南、道北圏と比較して少ない。
- 体験・滞在型観光の推進や、通年化の推進、魅力の向上、外国人観光客に対する受入環境整備などの対策が課題。

Ⅲ 今後取り組むべき観光振興の方向性

- 帯広市における課題を踏まえ、今後、魅力的な観光地としてあり続けるための「魅力の向上」や、インバウンドに対する多角的な利便性の向上対策等「受入環境の充実」などに向けた取り組みが必要。
- 「魅力の向上」では、観光コンテンツの開発支援や MICE 誘致、観光振興に関するマーケティング、戦略の策定、観光人材の育成確保などの取組を進めることが必要。
- 「受入環境の充実」では、観光施設・宿泊施設等の災害やバリアフリー対応の強化、外国語・キャッシュレス対応、観光ガイドの育成・整備などの取組を進めることが必要。
- 地域における観光の推進にあたり、災害や新たな感染症等への対応など、不測の事態や緊急性が求められる対策について、速やかな対応ができるよう備えることが必要。

Ⅳ 観光振興のための新たな財源のあり方

1 新たな財源の必要性

- 帯広市の観光入込客数は、年々増加している一方、観光予算は、過去 10 年においてほぼ横ばい。今後についても、扶助費など固定費の増大による影響などから、観光振興に財源を大きく割くことは難しいことが推察される。
- 帯広市の観光予算は、体験・滞在型観光の推進や観光プロモーション、受入環境整備の経費よりも、関係団体に対する支援やイベント開催などの経費の割合が大きい。
- 他方、帯広市における観光振興を図り、地域経済を活性化させるため、「魅力の向上」と「受入環境の充実」を推進することが重要。
- 限られた財源の中で、継続的に観光振興に取り組み、地域経済の活性化を図るためには、安定的な自主財源の確保が必要。

2 新たな財源のあり方

- 自治体の自主財源として、「地方税の法定外目的税」、「地方税の法定目的税の超過課税」、「寄附金・協力金」などを検討。
- 観光振興における受益と負担の関係や財源の安定性、他自治体の事例などに鑑み、法定外目的税であり、宿泊行為に課税を行う宿泊税が妥当。
- 今後の観光振興に関する財源については、寄附金・協力金と併せて、検討していくことが必要。

3 具体的な財源確保策

- 宿泊税の制度設計にあたっては、観光客や宿泊事業者の過重な負担とならないよう配慮することが必要。
- 帯広市と北海道との役割分担などについて、十分な調整を図ることが必要。
- 宿泊税を導入する他都市の事例や関係者の意見も聞きながら検討することが必要。
- 宿泊税の導入にあたっては、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況や影響、観光需要の動向などを考慮し、慎重に判断することが必要。

(1) 課税客体等

- ・旅館業法の許可を受けたホテル・旅館、簡易宿所のほか、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設を課税客体とし、納税義務者は当該施設への宿泊者とすべき。

(2) 徴収方法等

- ・特別徴収を用い、特別徴収義務者を宿泊事業者等とすべき。
- ・特別徴収義務者となる宿泊事業者等には、事務的な負担について、制度設計を含めて一定の配慮を検討する必要。

(3) 税率・税額

- ・定額制とすべきものの、北海道との十分な調整が必要。

(4) 免税点

- ・免税点を設けるべきではないものの、北海道との十分な調整が必要。

(5) 課税免除

- ・修学旅行等の学校行事は教育目的であり、公益性が高いことなどを考慮し、免除すべき。
- ・スポーツ合宿などについても、免除することも含めて検討する必要があるものの、北海道との十分な調整が必要。

(6) 特別徴収交付金等

- ・特別徴収義務者となる宿泊事業者等における観光振興の取組などを支援するため、一定の配慮をすべき。

<検討事項>

提言書（案）における入湯税の取扱いについて

○入湯税については、観光振興財源の検討が進んでいる道内他自治体において、提言などがなされているところ。

・札幌市

入湯税については、課税趣旨を踏まえつつ、納税者にとって過重な負担とならないよう、一定の調整を検討する必要がある

・函館市

宿泊客の負担軽減の観点から、入湯税の軽減についても必要に応じて検討すること

・富良野市

入湯税、ふるさと納税など既存の税の使途と重複することがないよう差別化・調整すべきである

宿泊税導入後において入湯税の減額はしない